瑞穂市SDGsロゴマーク取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広く市民にSDGs(2015年9月の国連サミットで 採択された持続可能な開発目標をいう。以下同じ。)に関心を持ってもらう ために作成した瑞穂市SDGsロゴマーク(以下「SDGsロゴマーク」と いう。)の適正な管理を図るため、使用その他の取扱いに関し必要な事項を 定めるものとする。

(取扱原則)

第2条 SDGsロゴマークは、SDGsへの取組を促進するために広く市民、 事業者等の使用を認めるものとする。

(使用条件)

- 第3条 SDG s ロゴマークを使用しようとする者(以下「使用者」という。) は、次の各号に掲げる条件を満たす場合は、期間の定めなくSDG s ロゴマークを使用することができる。使用するにあたっては、事前に瑞穂市総合政策課へ連絡を要することとする。
 - (1) デザインを加工しないこと。
 - (2) 市のイメージや品位を損なわないものであること。
 - (3)公序良俗に反しないこと。
 - (4) 宗教団体等が布教のため又は自己を標示するために使用するものでないこと。
 - (5)選挙活動その他政治活動に使用するものでないこと。
 - (6) その他市長が不適当と認めるものでないこと。

(使用料)

第4条 SDGsロゴマークの使用料は無料とする。

(使用の禁止)

- 第5条 市長は、使用者が第3条に掲げる条件を満たさないとき、その他SDGsロゴマークを使用することが適当でないと認められるときは、使用者に対し使用を禁止することができる。
- 2 前項の規定により使用を禁止した場合において、使用者に損害が生じても、 市は、その責めを負わない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、SDGs ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規程は、公表の日から施行する。